

# 三郷駅周辺地区市街地再開発事業基本計画作成業務委託

## プロポーザル実施要領

この実施要領は、三郷駅周辺地区市街地再開発事業基本計画策定業務委託を実施するにあたり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「三郷駅周辺地区市街地再開発事業基本計画作成業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

### 2 事業者の選定方法

市が公募した事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

三郷駅周辺地区市街地再開発事業基本計画作成業務委託

#### (2) 業務内容

別添「三郷駅周辺地区市街地再開発事業基本計画作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日（金）まで

#### (4) 業務範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、尾張旭市の判断により契約締結時において、事業者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加し、又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

### 4 見積限度額

8,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。）

## 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」平成23年9月27日付けで尾張旭市市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 平成23年度から令和2年度の10年間で、第一種市街地再開発事業の調査設計計画業務（資金計画を含む事業計画の作成及び権利変換計画の作成）を受託し、その完了実績を有していること（実績の地域は問わない）。

## 6 選定日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする（なお、日程は都合により変更する場合がある。）。

項目	実施日
公募開始	令和3年4月5日（月）
質問受付期間	令和3年4月9日（金）まで
質問回答期日	令和3年4月14日（水）
参加表明書提出期限	令和3年4月20日（火）まで
企画提案書提出期限	令和3年4月26日（月）
審査結果通知	令和3年5月10日（月）
事前協議	別途通知
契約締結	令和3年5月13日（木）（予定）

## 7 提出書類の様式

No.	提出書類	様式等
1	参加表明書	様式 1
2	企画提案書表紙 企画提案書	様式 2 (任意様式)
3	団体概要	様式 3
4	業務実績（参加資格要件を満たす実績）	様式 4
5	業務実績に記載した業務の契約書の写し等	—
6	業務実施体制	様式 5
7	予定技術者調書	様式 6
8	配置予定技術者（管理技術者及び担当技術者）が保有している資格証の写し	—
9	質問書	様式 7
10	辞退届	様式 8
11	見積書及び内訳書	任意様式

※<sup>1</sup> 業務実績は、平成 23 年度から令和 2 年度までに完了した、第一種市街地再開発事業の調査設計計画業務とし、最大 3 件まで記載すること。

※<sup>2</sup> 予定技術者調書における管理技術者、担当技術者の実績は、平成 23 年度から令和 2 年度までに完了した、第一種市街地再開発事業の調査設計計画業務実績を優先して、最大 3 件まで記載すること

## 8 質疑応答等

本プロポーザルに係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

### (1) 受付期間

令和 3 年 4 月 5 日（月）から 4 月 9 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

### (2) 受付方法

質問書（様式 7）に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス：sangoseibi@city.owariasahi.lg.jp

### (3) 質問回答日（予定）

令和 3 年 4 月 14 日（水）

### (4) 回答方法

尾張旭市のホームページで公表する。

(5) その他

質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

団体概要（様式2）：原本1部

業務実績（様式4）：原本1部

業務実績に記載した業務の契約書等：写し1部

(2) 提出書類に関する留意事項

本業務は、5に定める参加資格要件を有する者に限る。

(3) 提出先

尾張旭市役所都市整備部都市計画課三郷駅周辺整備推進室

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和3年4月20日（火）午後5時まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し5部

イ 企画提案書（任意様式）：原本1部、写し5部

ウ 業務実施体制（様式5）：原本1部

エ 予定技術者調書（様式6）：原本1部

オ 見積書及び内訳書（任意様式）：原本1部

(2) 提出先及び提出方法

9 参加表明等の(3)、(4)に同じ

(3) 提出期限

令和3年4月26日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(4) 企画提案書の構成

本プロポーザルでは、次の項目について、企画提案書として提出を求める。

評価項目		配点	
企画提案書	①実施方針 業務体制 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の成果や地元の状況を踏まえた検討事項の整理、実施方針が提案されているか。</li> <li>・実績・ノウハウを有した業務の実施体制となっているか。</li> <li>・上記を実施するにあたり、妥当な業務工程となっているか。</li> </ul>	20
	②再開発事業 計画素案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の成果を踏まえて検討課題が整理されているか。</li> <li>・権利者、選定予定の事業協力者等の意向を見据えた、実現性のある提案となっているか。</li> </ul>	10
	③地元対応 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の状況、関係機関との協議状況を十分に把握し、今後の協議等を円滑に行うことが期待できそうか。</li> <li>・準備組合・協議会の運営及び地権者対応について、地元からの信頼が期待できそうか。</li> </ul>	10
業務実績	①愛知県、岐阜県、三重県における第一種市街地再開発事業の調査設計計画業務のうち、資金計画を含む事業計画作成及び権利変換計画作成の業務実績		20
	②駅前広場を含む第一種市街地再開発事業の実績		20
	③予定技術者の業務実績（調査設計計画業務を優先して記載すること）		20
合計		100	

## (5) 企画提案書等の作成の留意点

### ア 共通事項

- ・ 提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- ・ 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。
- ・ 提出書類は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

### イ 企画提案書

- ・ 企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

- ・ 企画提案書は、A 3 版横左綴じ横書き 2 ページ以内（片面印刷）で記載すること。
- ・ 企画提案書の文字の大きさは、原則 11 ポイント以上とすること。
- ・ 企画提案書には、下段余白中央にページ番号を付すこと。
- ・ 企画提案書の表紙は、ページ数に含まない。
- ・ 提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないこと。

#### (6) 参考資料の提供

本プロポーザルの企画提案書等を作成するに当たり、参考資料の閲覧又は貸出を行う。閲覧又は貸出を希望する場合は、事前に申出を行うものとする。

なお、閲覧又は貸出を行った参考資料については、本プロポーザルの企画提案書等の作成以外の目的で使用することを禁ずる。

##### ア 申出期間

令和 3 年 4 月 5 日（月）から 4 月 23 日（金）の午後 5 時まで

##### イ 申出方法

電子メールで、閲覧を希望する旨と資料名を記載し送付すること。

また、電子メールを送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での申出は一切受け付けないものとする。

##### ウ 回答方法

電子メールにて、閲覧に関する手続について回答する。

##### エ 参考資料

- ・ 令和元年度業務報告書の一部
- ・ 令和 2 年度業務報告書の一部

なお、閲覧する資料の内、「個人、法人等に関する状況」は閲覧することができない。また「公共の安全等に関する情報」、「審議、検討等に関する情報」については、一部閲覧できない場合がある。

#### 11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式 8）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

#### 12 審査方法等

##### (1) 審査方法

ア 審査委員により、企画提案書の評価項目（100 点満点）による書類審査に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い提案者を特定する。

イ 本要領に定める「参加資格」を満たさない者は失格とする。

ウ 同一点数が 2 者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

エ 提案者が1者であっても審査を行う。

オ 審査委員が適切な提案がないと判断した場合には、プロポーザルの手続を中止することがある。

## (2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名および審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

イ 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル審査結果通知書」を書面で送付した日の翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

## 13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について、協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において事業者と当該業務について協議を行い決定する。

## 14 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外には使用しない。

(5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提出された企画提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開の対象となる。

(7) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

(8) 予定技術者の評価において、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行った業務のうち、当該一時中止等がなければ企画提案書を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とする。また、当該一時中止等がなけ

れば企画提案書に示す「繁忙度（手持ち業務の状況）」の基準日において完了する予定であった業務については、手持ち業務に含めない。

- (9) 業務実績については、新型コロナウイルス感染症の影響による業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類及び一時中止等を行う前の履行期間を確認できる書類を添付すること。

#### 15 連絡先

担 当：都市整備部都市計画課三郷駅周辺整備推進室（担当：小林、北原）

住 所：尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8182（直通）

FAX：0561-52-3339

E-mail：sangoseibi@city.owariasahi.lg.jp